平成２７年（フ）第９８号
香川県高松市松福町２丁目20番29―204号　ファミリーコーポマツフク、申立時の住所香川県高松市塩屋町３番地８　アルファライフ瓦町北504
債務者　大西　真人
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２０７号
千葉県柏市宿連寺303番地１　テラスリバプール５号
債務者　齊藤　正人
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２１５号
千葉県野田市中野台254―１　県営住宅５―531、住民票上の住所千葉県野田市山崎1639番地の22サンモール吉岡102
債務者　阿部　宏子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４５号
香川県丸亀市新田町62番地３
債務者　林　　直人
1　決定年月日時　平成27年６月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第２２５号
千葉市稲毛区山王町19番地１　山王ハイツＡ―２号
債務者　小野　恵子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３４６号
千葉市花見川区花見川１番８棟503号
債務者　鈴木真奈美
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３４９号
千葉県市川市須和田１丁目８番15号　ミキコーポＮｏ．１―102号
債務者　江里口史朗
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１６号
京都府亀岡市大井町並河２丁目３番８号　木村マンション201号
債務者　永田　美和（旧姓藤林）
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
長崎県長崎市宿町657番地　宿町アパート15棟101
債務者　石本　広幸
1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
長崎県長崎市浜口町12番５号　浜口フードセンタービル512
債務者　宇佐美浩史
1　決定年月日時　平成27年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５６号
青森県八戸市諏訪３丁目16番19号　桃李荘６号、前住所青森県八戸市諏訪２丁目18番22号分枝住宅２号
債務者　山口久美子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第３２５号
宮城県塩竈市舟入１丁目５番６―212号　県営塩釜舟入住宅
債務者　鈴木　隆子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３４８号
仙台市宮城野区二の森６番16号　藤荘２
債務者　上野　　宏
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３６２号
宮城県名取市増田２丁目１番15―508号　ダイアパレスグランテージ中央
債務者　菊池由佳里
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８４号
秋田市保戸野すわ町４番11号
債務者　柴田　博子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８５号
秋田市川尻御休町１番20号　カリフォルニアハウス８号
債務者　柴田　潤一
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで　秋田地方裁判所民事第２部